

# 宇都宮商業會議所月報 第九拾壹號

定價壹部金參錢	編輯人
郵稅壹部金五厘	荒山錦次郎
廣告料廿二字詰	宇都宮市旭町一丁目
一行为金十錢◎特	宇都宮商業會議所

別廣告ハ三割増  
約ハ一行为金八錢  
○六ヶ月以上特

正  
字  
寶

稟  
告

莫文獻  
其他に商工業の發達を沮害する事情あらば速に

其狀况

并に之に對する御意見等御一報あらんこ

とを望む

一商工業の進歩發達を促すべき事實又は法律命令

本業の獎勵すべき習慣若くは矯正すべき

弊習等御認めの場合は細大とも御報知あらんこ

とを望む

一商工業に關し獎勵すべき習慣若くは矯正すべき

弊習等御認めの場合は細大とも御報知あらんこ

とを望む

一地區内商工業組合の組織に關しては當所は出來

得る限り斡旋盡力すへし若し之れが組織の必要

を認められたる場合は申出られたらし

一地區内商工業組合にして總會又は役員會々場に

充つる爲め會議室の使用を望まるに向に對して

は無料にて貸與し且つ當所の事務に支障を來さ

ざる限り其事務をも補助すべし

一地區内商工業者各位にして商工業に關する事項

に付諸官廳其他に對し本會議所の照會又は紹介

を得んことを望まることを述

本會議所は商工業者各位の時々來所高見を演述

本會議所には官報、通商彙纂、商標公報、特許

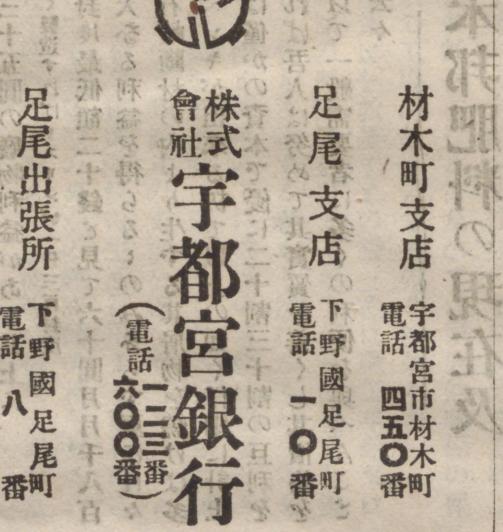
公報、實用新案公報、山林公報、各地商業會議

所報書其他商工業に關する各種統計及諸般の

有益ある圖書備付あり商工業者各位の隨時來所

閱覽あらんことを望む

宇都宮商業會議所



館

主

寫

電

話

山

縣

吾



合名 安田銀行

會社

(電話百五十番)

金

主

寫

電

話

館

主

寫

電

話

館

主

寫

電

話

館

主

寫

電

話

館

主

寫

電

話

館

主

寫

電

話

館

主

寫

電

話

館

主

寫

電

話

館

主

寫

電

話

館

主

寫

電

話

館

主

寫

電

話

館

主

寫

電

話

館

主

寫

電

話

館

主

寫

電

話

館

主

寫

電

話

館

主

寫

電

話

館

主

寫

電

話

館

主

寫

電

話

館

主

寫

電

話

館

主

寫

電

話

館

主

寫

電

話

館

主

寫

電

話

館

主

寫

電

話

館

主

寫

電

話

館

主

寫

電

話

館

主

寫

電

話

館

主

寫

電

話

館

主

寫

電

話

館

主

寫

電

話

館

主

寫

電

## 醤油粕から上等の石鹼が出来

理學士 牧野官三氏發明

科學が進歩するごと廢物が段々少くなる理學士牧

野官三氏は數十回試験の結果今春醤油粕を利用し

て洗濯石鹼の材料となるべき事實を發明し昨今に

至つて再び化粧品用の物を製造し得る様にあつた

が更に發明の歩を進めて完全無缺の最上品を製出

するには尚ほ一二ヶ月の研究をするそうである

今氏の石鹼談に據ると總て石鹼は化粧用も洗濯用

も煮込製と練出製との二種であるが目下市場で販

賣して各種石鹼の多くは化粧品には多く三割内外の餌鈍粉と甚だしいのは六割位の白土を以て混

製してある又洗濯用は大抵松脂を以て原料の大部

分としてあるから其利益は非常に多い割に品は外

國品に比べて甚だ粗惡である其處で私は努力して原

料の安い上等品を使つて立派な石鹼が安く一般に

普及せらるん事を研究して居るのである醤油粕油

で造つた其製品は目下歐洲全部に愛用せらるゝ大

豆油の原料よりは遙かに有効で現に海水に使はう

が淡水に用ひやうが彼の高價な椰子の實の油より

は數等上等である加之單に石鹼許り造つても正直

にして優に三割以上の配當をなし得るが更に副產

物として立派な石鹼が出来る

自分は公職と兼業との爲めに午前七時から午後五

六時までは一寸の隙もない故研究はして居るが自

身で經營する事は到底不可能の事であるから其計

算丈けは教へても宜しい今試に一日五百石宛の醤

油粕油を使用するが其斤數が一千百斤夫に種

々なる他の材料が同額千百斤加はつて製品は優に

五千斤を作り得る此費用が職工其他總額で一ヶ月

多額に見積り千圓を要するが併し其販賣價格は

云へば百斤時價十二三圓で一日が五六十圓月にす

## 内容證明郵便制度

遞信省に於ては今回内容證明郵便の制度を新設し

四日省令を以て郵便規則中に追加せしが同制度は

文書の謄本を後日の證據として郵便局と差出人の

手許に留置く方法にして法律上各種の催告承認委

任取消解除等權利義務の移轉變更は勿論其他何事

に依らず後日證據を要する通信に利用せし得べく書

留郵便の利用上更に一步を進めたるものにして十

六日より施行す其取扱の概要左の如し

一、日本字又は漢字を以て記したる文書に限る但し文書以外の物を添付せざること

二、料金書留郵便料の外一通十錢とする通の謄本

三、料金書留郵便料の外封緘すると但し謄本

四、當分の間一二等郵便局又は各地遞信省管理局の指定する郵便局に差出すこと但し指定局は料金半減とする

一、受取人に到達したることを確めるには更に三

錢を納め豫め配達證明させは配達済の通知に接

し出し差出後に請求するときは六錢とする

一、謄本を紛失したときは郵便物の受領證を提出し郵便局の謄本を閲覽し又は謄本を再製して

之に證明を受くる等の便あり若し郵便物の受領證をも紛失したときは民事訴訟法規定に依り裁判上の證據として郵便局の謄本を使用することを得

## 工場法案に関する一二三の辨明

農商務省工務局長 岡實氏談

工場法は工業主と職工との關係を調節し及び工業上の危險害を豫防し以て工業の健全ある發達を希望するものあることは多言するを須むる所あり

然るに世上徃々工場法に對する異論をきにあらず左に其の二三に付き之を辨明すべし

工場法は体裁のためにあらず工場法が國家の体面に促されたるものあり誠に我國の職工現状如何を觀察するに如何に最負目に之を見るも決して幸福ありと云ふを得ず今其の

(イ) 罷病率を見るも歸郷女工の二割三分は歸郷後一年ならざるに病死し其の病死するものゝ中三割三分は結核性の病氣と認むべきものあり而して新潟縣の如きは歸郷職工の半數は病人又は一年内の死亡者にして其の半數は結核性のものなりと云ふに至りては實に戰慄すべきである

四十人中該當し之を歐洲先進國に於ける職工の健康狀態又日本の在監人の健康狀態に比する

(ロ) 罷災率職工の灾害に罹りて負傷する歩合も遙に外國に比して大あり前記工場より報告し

たる所に依りて之を外國に於ける歩合に比較するに是れも亦之に數倍するものあるを見る此事も職工及び工業主の双方の不利即ち國家經濟

上の損失たるや疑むし

(ハ) 群居の弊害 多數群居すれば健康上德操上

其他に付き各種の弊害を生し易きものあり故に多數群集する場所に對しては夫々衛生風紀上

の特殊の取締を必要とす今や我が國工場の數益々増加し四十年末に一万餘を算したるもの昨年末に於て一万五千を算するに至れり此の勢を以てすれば比年ならずして數万に達すべきこと明

かに而して此等工場數の増加するに伴ひ弊害益多く發生すると共に之が取締法を講すると益困難と爲るべきを以て今に於て適當ある工場法を立つるの必要は体裁論にはあらずして實質上の基礎を有するものあり

ニ、主從の美風恃むに足らず 或は我が國には主從の美風存す法規を以て主從の關係を定むるは不可ありとの論あるも今や工業主中自己が使用する職工の族籍身分は勿論其の名さへ知らざる者多數あり而して職工も亦工業主の顔を知らざる

多數あり而して此等工場數の増加するに伴ひ弊害益多く發生すると共に之が取締法を講すると益困難と爲るべきを以て今に於て適當ある工場法を立つるの必要は体裁論にはあらずして實質上の

三、工業は貧民を救護するの論 或は職工年齢又は就業時間の制限等を以て工業主が貧民救護を害するものあり今貧民階級の生活費用より重利的に

積算して十五歳位の男女の經濟的價格を見るに一定の規律と競爭の下に機械の運轉に強要せらるゝ單調ある勞働に過勞せしむる害は救護

するものあり從ひ從來消費したる富を國家にあらずして事實其の天壽を縮少せしめつゝある

べき天職を有す然しされは國家は衰亡す假り

に國家を以て一つの大工場とすれば彼等は新規に買入れられたる機械の如く此の機械が掃除をも行はず又油をも呉れざる人に濫用せられ直ちに修繕を要することとなり又は遂に用ふべからざる廢物たらしむるに至るが如きことあらば是れ洵に忍びざる所あり吾人は國民として他の同僚國民が斯の如きことを爲しつゝあるを忠告せざるべからず

幼少者健康保全に關する就業の制限は父兄の勤勉心を刺戟し又一般に成年者に對する需要を喚起し其の賃金を幾分ありとも高むるを以て之に依りて職工階級は必ずしも困難に陥るものにあらざるべからず

幼少者健康保全に關する就業の制限は父兄の勤勉心を刺戟し又一般に成年者に對する需要を喚起し其の賃金を幾分ありとも高むるを以て之に依りて職工階級は必ずしも困難に陥るものにあらざるべからず

四、生産費を過大にすとの論 就業時間休暇等の制限は生産費を大にすとの論ありと雖も不活潑なる長時間の勞働は十全の精力を以て短時間内の勞働を爲すに劣ることは何人も肯する所あり只工場法の制限に慣るゝ迄が多少の困難を感じる場合あるべきのみあり彼の婦女子又は少年者を濫用し其の身體が羸弱となりたる後之を解放し直に新來の者を招募するが如き工業の經營法は前にも陳ぶるが如く國家に損失を與ふるものにして公共經濟の根本を殆くするものあり

五、工場法は職工の健康を保全にし輸出貿易を隆盛にするとの微證は之を舉ぐるに難からず誠に之を以て競争場裡の覇者たらんと争ひつゝあり若し夫れ獨逸に於ける労働者に對する特殊の保護は獨逸今日の工業を隆盛あらしめたりとのこと

は實に此種持越米は五六百万石を降らす此事若し  
果して誤りあしとせば本年の不作の程度は決して  
小あらずと雖も來秋迄の實際の米の需給の失衡  
は差程大あらざるべし從て米價も亦甚たしく奔騰  
せざるは當然と云はざるべからず聞く所に由れば  
内地の米價十五圓に上るに於ては外米を輸入して  
引合ふか如し外米の我國到着直段は輸入稅を加へ  
て昨今一石十圓二十錢内外あり而して外米と内地  
米との質の差が即ち此兩者の價格の差に外あらず  
而して從來の實驗に由れば外米の大に輸入ある場  
合に於て兩者の差は多くも三四圓を出でざりき果  
して然らば今日内地米の十五圓臺は決して低しと  
云ふ能はざるか如し

## 米價の前途

本年の米作は天候不良の爲め不作あるは言を待たざる所あるが其不作の程度如何に至ては未だ取入れを終らざる今日依然として疑問の中にある然れども定期市場は八九月以來十五圓(先物)臺を往來して時に強氣市場を制し十六圓臺に奮騰したることあきにあらざるも永く持続する能はず忽ち十五圓附近に後戻りするを常とし昨今も同様の直頃にあり由是觀之米市場は強氣よりも寧ろ弱氣筋に支配せられつゝあるものゝ如し推ふに米價の位置は言ふ迄もあく凶作の程度は米價の位置を定むる最大の要素あるや言を待たずと雖此點に於ては今日迄官私兩面に於て發表せられたる豫想以上の材料を得る能はず今日の相場は實に此豫想を基礎として高下しつゝあるあり今一般の豫想に従ひ本年の收穫を四千万石内外とせば實に少くも七八百万石の不足を生せん然れども茲に考慮せざるべからざるは前年來よりの持越米の數量是れあり農商務省及び輸入米の調査數字を基礎として計算するとき

# 工場法案に對する意見

# 工場法案に對する意見

團扇はもと支那より輸入したるものゝ如きも扇子  
は獨り我國に始まるものゝ如し而して其始めは之  
れを蝙蝠と稱し往古神功皇后三韓征伐の時筑紫博  
多港にて其形體の蝙蝠に似たるを以て皇后自から  
斯く名つけ給ひたりと云ふれば上古は宮廷にのみ  
限られ庶人の之れを使用するを禁せられしが中古  
以來は其位階等級によりて其制を定められたり然  
るに現今に至りては上下を通じ使用せざるをく夏  
期は元より近來は所謂冠婚葬祭年賀式典其他揮毫  
記念等には必ず缺くべからざるものにして今や是  
等の域を超えて種々の廣告用に「用せらるゝのみ  
やを推知し得べし最近一ヶ年間に於ける製造數量  
あらず之れを海外に輸出し外國にては期節を問は  
万八千八百八十九圓にして内海外へ輸出せらるも  
のの千九百二十五萬九千九百十九個價格八十三万三  
千四百四十二圓あり

要事項

スルトキハ其數多キニ及フヲ以テ勢ヒ監督周到ナル能ハス爰ニ弊害ヲ釀生シ工場法ノ精神ヲ沒却スルニ至ルノ虞ナシトセス依テ右ノ如ク修正スルヲ適當ト認ムル所以ナリ

一第拾四條ニ左ノ但書ヲ附加スルコト  
但シ營業上秘密ヲ要シ行政官廳ノ認可ヲ受ケタルモノハ此限りニアラス

理由 工場監督ノ實ヲ舉ケントセハ當該官吏臨檢ノ必要アルヤ論ヲ俟タス然レトモ當該官吏營業上ノ秘密ニ屬スル部分マテモ臨檢シ得ルノ權限ヲ有スルトキハ万一工業主ノ利益ヲ害スル虞ナシトセス是レ工業主甚大ノ苦痛トスル所ナリ依テ右但書ノ附加ヲ望ム所以ナリ

明治四十三年十月中執行シタル事務左ノ如シ  
收受文書自第一、八三七號  
至第一、九九〇號百五十二件  
發送文書自第二、二五二號  
至第二、七二號二百六十七件  
合計三百三十九件  
雜件無記號モノ

# 洪水の産業及ぼ せる影響

### 三、商業

農業  
農市附近は冠水區域廣かりし割合に減水速がありし爲め農產物に及ぼせる影響は此較的大あらざりしものゝ如し

當市及附近は工産業の種類少く從て斯業に及ぼせる水害の影響も著しからず今市内に於ける重もあるもの數種の被害状況を舉くれは左の如し

一 製麵業 水害後工場修繕等休業約十五日にして產額壹万五千貫價格六千三百五十圓を減せり

一 製粉業 休業十四日間產額八千四百袋價格五千九百圓を減せり

一 精米業 當市精米業は大部分水車（臺輪三拾餘を運轉す）に依るを以て工場を破壊せられし等の損害多大ありし爲め全く休業せるここ十五日而して水害前の状態に復する迄尚ほ約三週間（此間製造力半減）を要し製造高壹万三千五百俵價格七万五百圓を減せり

一 精麥業 精米業と同様専ら水車（臺輪約二十ヶを運轉す）に依るを以て同様の事情の爲め製造高一万三千五百俵價格二万七千圓を減せり

一 製紙業 休業四日產額千九百二拾本價格千五百圓ヲ減セリ

一 木片織業 直接浸水の爲め七日交通杜絕原料不足の爲め七日彼是二週間の休業にして產

附近は工産業

の數種の被害状況を擧ぐれば左の如し  
麵業 水害後工場修繕等休業約十五日にし  
て産額壹万五千貫價格六千三百五十圓を減  
せり

粉業 休業十四日間産額八千四百袋價格五  
万千九百圓を減せり

精米業 當市精米業は大部分水車（臺輪三拾  
餘を運轉す）に依るを以て工場を破壊せら  
れし等の損害多大ありし爲め全く休業せる  
こと十五日而して水害前の狀態に復する迄  
尙ほ約三週間（此間製造力半減）を要し製造  
高壹万三千五百俵價格七万五百圓を減せり  
精麥業 精米業と同様専ら水車（臺輪約二十  
台を運轉す）に依るを以て同様の事情の爲め  
製造高一万三千五百俵價格二万七千圓を減  
せり

十六圓ヲ減セリ

不足の爲め七日彼是二週間の休業にして產  
表紙業 休業四日産額千九百二拾本價格千五  
小片織業 直接浸水の爲め七日交通杜絕原料

三、商業

不景氣續きとはいひ舊益には相當の市況を呈する  
あらんと各商店何れも用意を怠らさりし甲斐もある  
く降り続ける霖雨にて秋作の掛念より既に一地  
方民の購買力を痛く殺ける所へ尤も大切な益數  
日前俄然稀有の大洪水に襲はれ交通を遮断せられ  
たる次第あれば市場は休業同様の有様となり爾後  
尙ほ水害程度の不明より来る不安の念に転られ商  
況頗る振はず曾て見ざる寂寥に陥り加ふるに北は  
福島以北南は古河栗橋間滝車不通約二週間に亘り  
し爲め同方面に於ける商品の輸入輸出杜絶せられ  
實に本年八月中の宇都宮驛發着貨物を昨年の同月  
に比すれば發に於て六百八十六噸着に於け二千百  
九十二噸を減し輸入商品にして需要廣きものは著  
しき騰貴を見るに至りたりき就中當時本會議所か  
憂慮したりしは白米の供給如何に在りき由來本市  
の飯米は主として市内及附近村落に於ける水車業  
者の精白する所に仰けに各水車何れも大破損を受  
け運轉する能はざるに至り八月十五日頃の市内  
精白米は一日約百六十俵を出すに過ぎず之に氏家  
驛寶積寺驛等より日々到着するもの八十俵を加へ  
供給高一日二百四五十俵を出てさるに市内一日の  
需要高は約五百俵に上るを以て當時白米の供給高  
は需要の半を充たすに足らざりしあり是に於て白  
米小賣價格は一升五六合(一圓に對し)の暴騰を來  
し品拂底の爲め白米商は供給に頗る苦しむの状態  
ありしを以て此上降雨續き再び出水する様のこと  
あらは白米の供給を如何にして仰かんかとは當時  
頗る憂慮に堪へざりし所ありしか幸にも天候恢復  
水するに至り被害少しき水車より漸次運轉するに  
至りしを以て程なく價格も平準を得るに至りたり  
き

# 立 聚 商業學校の開校

に唱道したる所にして明治三十二年十二月陳情委員八名を擧げ親しく朽木縣知事を訪問陳情する所ありて以來建議に陳情に當局要路に之が急設を促して止まざりしが好機漸く熟して今春縣立商業學校新設開校の運に至り本月廿一日官民二百餘名を招待して盛んなる開校式を擧行せられたり本日本會議所會頭の朗讀したる祝辭左の如し

商業は世界的生存競争にして其範圍や廣且大而かも通商貿易は年々に進み加ふるに列國の視線は一に東洋の貿易に集中し來れり之が輸贏は國家經濟の盛衰國力の消長に至大の關係を有す是に於て商業教育の必要を感じる一層切より顧みれば去る明治三十二年以來建議に陳情に當局要路に具申し之が設備を要望する茲にナアリ今や好機漸く熟し甲種商業學校新設せられ本日の佳辰を卜して開校式を擧行せらる欣喜何そ堪へん冀くは教授及監督經營其宜きを得前途倍々斯業教育の普及を計られ國家經濟の發達國力の進張に資せられんことを聊か所感を述へ以て祝辭と

字都官物價

(四十三年十月中) △八下落

疊摺味干石馬牛麵土炭石石木  
表附木噌瓢材 類砂 炭油材  
其 他 肥 料  
人 造 肥 料  
豆 粘 肥 料  
海 產 肥 料  
製 紙 原 料  
綿 絲 糸  
葛 莖 紙  
器 器 器  
種 物 魚 魚 物 諸 油  
生 繩 生 繩  
各 種 各 種  
絹 紡 紗  
綿 紗  
漆 鐵 鐵  
陶 鐵 鐵  
干 鮮 鮮  
鹽 壇 壇  
茶 醬 醬  
麥 砂 砂  
食 雜 雜  
品 米 米

年七月  
前年七月  
比  
較送  
到本年七月  
前年七月  
比  
較着

宇都宮驛發着貨物調查表

(一)  
印

八九第壹號都宮商業會議所月報  
明治三十四年十月廿五日

禽獸蟲魚の其子に對する愛情

○生物は其子を安全に成長させる  
特質がある

親の心子知らずと云ふやうな諺があるが實際子供を可愛かり大事にするのは獨り人間のみでは無い此の觀念は如何ある下等動物にもある尤も人間ならは男親も女親も等しく我子を可愛かる觀念はあるが動物であると雌が其子を可愛かつて大事にすると天地間にある處のあらゆる生物は自分の子を安全に成長させる事に努める特質を善く持つて居ると云つて宜い

○車假と如珠か其子に對する愛情

に對しては他の動物以上に親切で大切に育つるといふ特質があるのでナ

○雄が産婆にある助産蛙

彼の獨逸の南部より佛國に亘る地方に助蠶蛙又は穩婆蛙と唱へて居る蛙が居る此の蛙は雌が卵を産むと雄が足に糸を附けて雌を保護し卵を卵化する時に産婆の役を勤めて一切の世話をし雌てに對して非常に親切を盡し其子を育て上げさせるです私が嘗て獨逸に居た頃某大學教授が其蛙は獨逸の紳士よりも妻君に對しては大層に柔軟であると云はれた事がありますそれから南亞米利加の蛙は背中に穴があつて其穴に自分の子供をおん負して遊び廻つて居ます

○妻と子を酷愛する蜂

次に総は腹部に袋があつて其袋に子をだッとして

は全く女尊男卑の嘆天  
云ふ時鳥やうる婦人か  
婦人には誠に多いうや  
○動物の壽命と愛  
それから動物の生命の  
は體格が不完全に生れ  
成長を助けねばあらぬ  
又車蝦の雌も其子供の  
から長命であります其他の多  
して了ひます其他の多  
で雄が短命ですナ斯様  
何に下等も物でも先天  
念を持つて居りますし  
で甚だ愛情が深いです  
處て人間は何うだらう

下です此頃の世の中に斯ふ  
大分多い殊にハハイカラを  
に思はれる  
護の關係  
短長を調べて見ると燕や雀  
て來て居るから親が其子の  
必要があるから長命を保ち  
世話をしあければあらむい  
雄は其必要がないから早死  
多くの動物も多くは雌が長命  
に動物は如何に小さき物如  
的に其子を愛して育てる觀  
又た其雄が雌に對して親切

離れて保護をして居るし陽蘭に接する榮螺も其子

を産まぬ前は雌が雄を非常に酷めるのですナ時鳥

# 禽獸蟲魚の其子 に對する愛情

# 魚の其子 する愛情

れすに保護をして居るし錫蘭に棲む巻螺も其子  
對しては他の動物以上に親切で大切に育つると  
ふ特質があるのでナ

を産まぬ前は雌が雄を非常に酷めるのですナ時鳥  
は全く女尊男卑の鳴天下です此頃の世の中に斯ふ  
云ふ時鳥やうる婦人か大分多い殊にハハイカラ亦  
婦人には誠に多いうやに思はれる

本年十月	前年十月	比 較
貸出 二六毫九元四角	二七毫〇七	增九七、大七八
諸預金 三〇毫、二三	二毫二、吉元	增五〇三、五一
金銀有高 一三、二八	一六、四三	減一三七、二四

明保野は學理と實驗とに依て釀造したる酒質醇良  
滋養豊富香味絶佳なる無比の一品にして夙に好酒  
諸賢の好評を博し販路日に月に擴張の盛況に在る  
は深く愛顧諸君に謹謝する所なり將來益々酒質を  
改良に努むへし希くは倍舊の御引立あらんこと  
敬白

前月末より稍引締の傾向を帶び當月初旬は不景氣  
からも冬物仕入又は新米出廻等の爲め資金の需  
要あり中旬よりは酒造税納期等の關係より稍繁忙  
の状況を呈せしも一時的の異動にして大勢上には  
變化を及ぼさず最も新穀の收納完了せば價格比較  
的高位に在るを以て漸次其出廻も増加すべく從つ  
て金融界も追々活動するに至らんか市内各銀行資  
本聚散高左の如し

あると見ると中にあるですアたそれのみで無く子

付けて居ます殊に時鳥の如きは雌は子を産むと其子を雄に投げ付けて一向に顧みないで直ぐと又他の雄と交尾して遠方へ逃れて行つて了ふ人間でも斯う云ふものが大分あると見えて新聞の三面記事

此外に蛇でも鳥でも蟹でも皆大抵其子を大に重んじ妻に對しても中々愛情が深いです處が彼の家鴨と時鳥とは自分が腹を痛めて産みあから子供に對しては甚た愛情が薄いです夫故に子供に對して薄情で殘酷な母の事をば西洋では家鴨と云ふ異名を

子に食べさせして養育しますそして其巣を外部から  
鎖ざして子供と雌とを安全に生活するやうに護つ  
て居るです

食物を穫れば自分は食はずに其子に與へると云ふ  
やうに非常に子に對する情愛が厚いですナ又た蜂  
の類は雄が巣を作つて其中に子供を圍つて自分は  
四方を飛び廻つて芋虫や蜘蛛などを取つて來て其

された事がありますそれから南亞米利加の蛙は背中に穴があつて其穴に自分の子供をおん負して遊び廻つて居ます

時に産婆の役を勤めて一切の世話をし雌てに對して非常に親切を盡し其子を育て上げさせるです私が嘗て獨逸に居た頃某大學教授が其蛙は獨逸の紳士よりも妻君に對しては大層に柔軟であると云は

いふ特質があるのです  
○雄が産婆にある助産蛙

に對しては他の動物以上に親切で大切に育つると

# 華便洋食 臺場十三夜場 三笠軒 都官市曲町電話三六九番 宇都宮市曲町電話三六九番 好室堂食き好室堂 新宿区歌舞伎町一丁目 ホーリーハービー下縣 矢噶のルーホヤービ

●大阪硫曹株式會社製品特約販賣  
●見本ハ御一報次第ニ早速御送可申上候

●各種取揃へ有之候ニ付御用命奉願上候  
●見本ハ御一報次第ニ早速御送可申上候

## 内外各種肥料

# 天

手塚 豊吉

電話二三一〇番

宇都宮市上河原町

日四十一年七月明治  
日廿月一十年三十四年明治  
報月所議會業商宮都字號壹拾九第「一〇」

金參拾太  
株式寶積寺銀行字都宮支店  
本店 宇都宮市宿郷町三番地  
支店 東京府北牛住中組五八五番地  
電話二〇七番

諸貨物引爲替荷爲替代金取立確實ヲ旨トシ精々御便利ニ取扱申候 電話三五番 電略(ホウ)

別當定期預金  
宇都宮市歩八七分五厘  
大工町五番地



番六百七 番二百二 電話

和洋御料理及天麩羅原料  
は元濱方と特約日々新鮮  
のものを選み直輸入風味と  
衛生を重んじ御手軽と  
迅速は最も第一の特色

關陳商店列館

▲宇都宮市の中荒山神社の坂下ゆへ  
土産物御求人は至極御便利であり升  
▲獨立の勧工場にて市中無類第一の廉  
價正札附に致してあり升  
▲流行品は他店に懸くるは申す迄もな  
く花客様にて御承  
▲品が善く  
て直が安  
く有り有  
ゆる品は  
取扱てあ  
りす

宇都宮市立高品澤館  
神明工列陳主電  
下場館治(ケヒ)



て芳香佳味且つ  
廉價なり江湖の  
諸君奮て御試用  
あらん事を乞ふ



下野倉庫株式會社

宇都宮市川向町

委托販賣、貨物保管、荷爲取組

大谷百貨商店

宇都宮市大谷町一四八番

牛肉の原料は有名なる神  
戸米澤豚肉は海外より特  
種の者を選み品質精良價  
格低廉衛生經濟富國強兵  
に缺ざる日常食品の親玉

營業品目

藥品賣藥醫療器械  
理化學器  
寫真器械附屬一式  
コンデンスミルク特約店

木村作次郎  
木村支店  
宇都宮市馬場町  
中鉢石町  
電話百十一番  
宇都宮市日野町  
電話四〇八番  
宇都宮市石町  
電話三三番  
宇都宮市川向町停車場前  
大谷石商會

大谷石材販賣

坂本仲  
石材問屋  
(電話四〇八番)

光力電燈より光強し  
アセチリシ瓦斯  
並光料力トバイト  
其他機具一式  
御注文ニ應シ取付其他点燈迄一切請負可申候  
一報次第店員出張萬事御協議可申候

海陸產肥料各種  
入山石炭各驛一手販賣  
好間石炭各驛一手販賣  
無煙炭各種大販賣  
宇都宮市千手町  
上油屋紙店  
相場直三郎  
宇都宮市日野町  
本都賀屋本找店  
篠崎安平

肥料、麻苧、藍、眞繩

宇都宮市本郷町廿八番地  
商號久喜屋

福田恒吉

電話三〇六番  
電略タキヤ又ハキ

諸建築木材供給受負  
諸木材廉價販賣  
諸建築工事請負業

業務擴張ノ爲メ從來ノ建具類賣場狹隘ヲ感シ看町通ニ移轉仕候條

陸續御用命奉願候

## 商業會議所の經費は民事訴訟に依りて強制徵收することを得へし

前年商業會議所法改正せられ經費滯納者の處分を爲すに國稅滯納處分の例に據るを得ざることゝなれるを見て往々商業會議所の經費を滯納するも會議所は之を強制徵收することを得ざるものと誤解するものあきにあらざるも商業會議所にして斷然之を處分せんと欲せば別項學者の論究せる如く民事訴訟の提起に依て強制徵收し得べきものたり然ときは訴訟費用も要し滯納者の不利あることを明かされは吾人は商工業者利權伸張の唯一機關たる商業會議所の存立に要する費用の負担義務を果さるか如きは實業家の尤も耻づべきことたるを自覺せられ苟くも經費の滯納を爲すことなく益々此機關を適當に利用して商工業の發展を講せられんことを忠告して止まさるものあり

### 商業會議所ノ經費ハ民事訴訟ニ依リテ請求スルヲ得ルカ

法學博士 雜本朗造講述

一商業會議所カ原告トナリ選舉權者ノ被告トシテ其經費ノ支拂ヲ求ムル訴ヲ提起シタル場合ニ於テ被告ハ無訴權ノ抗辯ヲ爲スコトヲ得ルカ否カラ決スルトキハ此問題ハ自ラ解決セラル何トナレハ被告カ無訴權ノ抗辯ヲ爲スヲ得サルトキハ原告タル會議所ハ民事訴訟ニ依リテ容易ニ經費ノ支拂ヲ命スル本案判決ヲ得此判決ハ執行スルヲ得ルカ故ナリ故ニ余ハ先ツ無訴權ノ抗辯ノ何タルカヲ説明シ次ニ商業會議所ノ經費ノ徵收權ノ性質ヲ視依リテ断案ヲ下サントス

二無訴權ノ抗辯(民事訴訟法第二百六條第一號)ト

三本件ガ民事裁判事項ニ屬セサルコトヲ主張シ

テ訴ノ却下ヲ求ムル抗辯ヲ云フモノナリ(例ハ行政裁判事項ニ屬スト云フ場合ノ如シ)

民事ノ何タルカハ我裁判所構成法若ハ訴訟法ノ規定セサル所ナルカ故ニ學說ニ依リテ定ムルノ外ナシ

而シテ學說ニ於テハ民事トハ私法上ノ權利(又ハ法律關係)ニ關スル裁判ナリトス從テ法ニ特別ノ明文ナキ限ハ公法上ノ權利又ハ公法上ノ法律關係ニ關スル裁判ハ民事裁判ニ屬セズ(ウツハ獨乙民事訴訟論第一卷八一頁以下殊ニ九二頁以下、ヘルビツヒ獨乙民事訴訟法論第一卷五九頁以下、ガラブスタイン、獨乙訴訟法注釋書第一條ノ前注III)約言スレハ私法上ノ權利ニ關スル裁判ハ民事ニシテ然ラサルモノハ原則トシテ民事ニアラサルナリ

而シテ事件ガ果シテ民事ニ屬スルカ否ヤハ原告カ訴狀ニ於テ訴訟物ト爲セル權利ニ依リテ定ムヘキナリ換言スレハ原告カ訴訟狀ニ於テ一定ノ権利ニツキテ判決セラレタシトスル場合ニ於テ其權利カ私法上ノ權利ナルカ否カニ依リテ定ム可キナリ此コトモ亦大學說ノ一致スル所ナリ(ウツハ同上一〇七頁以下ヘルビツヒ同上六〇頁カラブスタイン同上)

要之原告カ訴訟ニ於テ判決セラレタシトスル權利即チ訴訟物ト爲セル權利カ私法上ノ權利ニアリテ訴訟物ト爲セル權利ナルトキハ勿論事ニ屬ストセラレタルモノナルトキハ無訴權ノ抗辯ニ立チ從テ私權ヲ有スルコトアルノミナラスアラズト雖モ會議所ガ公法人タルノ故ヲ以テ其經費ノ徵收權ハ直チニ公法上ノ權利ナリトスルハ失當ナリ何トナレバ公法人モ亦タ私法上ノ關係ニ立チ從テ私權ヲ有スルコトアルノミナラス會議所カ定期總會ニ於テ議決セラレタル經費ヲ選舉權者ニ告知シテ納付セシムルハ私法人力總會ニ於テ決セラレタル出資額ヲ其社員ニ對シク

要求スルト相似而カセ後者ノ私法上ノ關係ナル  
故ニ會議所ノ經費ノ徵收權ノ公權ナルカ否カラ  
決スルニアツテハ一應ノ研究ヲ要ス學者カ公權  
ト私權トヲ區別スルノ標準ハ統治關係ニ於ケル  
權利ナルカ否カラ点ニアリ而シテ統治關係ニ於  
ケル權利ト云フハ命令及強制ノ權力ニ基ク權利  
ヲ云フモナリ（美濃部博士行政法論一卷二三  
六頁以下佐々木學士原論一三八頁以下）  
今會議所ノ經費徵收權ニツキ觀察スルニ此ノ權  
利ハ同法第三十條ノ規定ニ依リ直接ニ生ズル所  
ニシテ獨リ選舉權者ニ對シテノミ有スルモノナ  
リ選舉權者以外ノ者ニ對シテ有スル所ニガラズ  
又其賦課及徵收方法ニ關スル定期總會ノ議決及  
農商務大臣ノ認可ハ此權何ノ內容ヲ確定スト雖  
モ會頭ノ名ニ於テスル告知ハ單ニ履行期ヲ通知  
スルモノタルニ過キス何レニセヨ會議所ノ命令  
ニ依リテ生スル所ニハアラス  
舊法ニ於テハ會議所ノ經費モ亦タ國稅滯納處分  
ノ例ニ依リテ徵收スルヲ得タルカ故ニ會議所カ  
強制ノ權利ヲ使用シ得ルコトハ明白ニシテ此コ  
トハ恰カモ立法者カ經費ノ徵收權ヲ以テ公法上  
ノ權利トナスコトハ極メテ明白トナレリ換言ス  
レハ立法者ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ得ルコト  
ヲ否認シタルヨトニ依リテ經費ノ徵收權ヲ以テ  
公法上ノ權利ナリトシタル舊時ノ見解ヲ改メタ  
ルコトヲ表白シタルモノト解ス可シ  
附言農商務省ニ於テハ商業會議所ヲ解シテ私  
法人ナリトスト云フ果シテ然ル場合ニ於テ  
ハ經費ノ徵收權ガ私法上ノモノナルコトニ  
ツキテハ一点ノ疑フ容ル可キ餘地ナシザレ  
ト商業會議所ノ公法人ナルコトバ其設立ニ  
經費ノ取立權ハ公法上ノ權利ニアラスト解ス可  
キカ故ニ此ノ權利ヲ訴訟物トスル訴カ民事裁判  
所ニ提起セラルモ被告タル選舉權者ハ無訴權  
ノ抗辯ヲ爲スラ得ス故ニ會議所ハ民事裁判所ニ  
於テ被告タル選舉權者カ經費トシテ賦課セラレ  
タル額ノ支拂ヲ命スル判決ヲ受クルコトヲ得此  
ノ判決ハ又民事訴訟法ノ規定ニ依リテ執行スル  
コトヲ得ルナリ

リヤベニ事件  
則會議所ハ選舉權者ヲ被告シ  
近經費支拂チ求ムレ斥公ヲ是起

シテ一定ノ經費支拂ヲ求ムル権利ナルガ故ニ經費  
ノ徵收權付課ニシテ曩ニ兩權相異リタルモノニア  
ラズト断ジタル所以ナリ  
經費徵收權ハ私權ニシテ公權ニアラス從テ經費支  
拂ノ請求權ハ民事ニ屬ス  
公權ト私權トノ區別ハ命令及強制ノ權力ニ基ク於  
利ナルヤ否ヤニ由テ分ル換言スレバ統治干係ニ權  
ケル權利ナルヤ否ヤニ由テ分ル

シ得ルヤ  
法學士 中村卓爾講述  
商業會議所ハ特別公共團体ノ一種ナリ、公法人ナリ  
リ人格ヲ有ス、私權ノ主體タル事ヲ得、經費ノ請求  
求權ハ私權ナリ、商業會議所ハ經費支拂ヲ請求スル  
ノ權利則私權ノ主體トナリ、民事裁判所ニ選舉權者  
ヲ相手トシ給附ノ訴ヲ提起シ得ルモノナリ  
以下逐次會議所カ此權利アル点ヲ要錄ス

第一、商業會議所ハ人格ヲ有ス

普通公共團體	一、 諸町村	二、 郡	三、 府縣	四、 一、 水利組合 二、 北海道土功組合
公共團體				二、 北海道土功組合

第二、商業會議  
特別会員

民事トハ何ゾ裁判所構成法若クハ民事訴訟法ニ規定ナシ學説トシテ民事ハ私法上ノ権利則私權ニ關スル裁判ヲ指ス民事裁判所ハ私權ニ關スル裁判ヲナムヲ原則トスレバ法ニ特別ノ定メアル場合ハ公法上ノ権利及公法上ノ法律干係モ民事裁判所ニ屬スル場合存ヌ原告トナリ行使スル権利カ私法上ノ権利則私權ナムル場合ハ其ノ事件ハ民事ニ屬シ民事裁判所ノ管轄ニ歸ス公法上ノ権利則公權ナル場合ニ於テモ法ニ特別ノ規定アリテ民事ニ屬ストセラレタル事件ハ

則民事裁判ノ管轄ニ歸ス  
會議所ガ經費支拂ノ請求ナスハ權利ヲ私權ニシテ民  
事ニ屬ス其管轄ハ民事裁判所ニ歸ス換言スレハ會  
議所ハ經費支拂ヲ民事裁判所ニ訴ヒ出ツル權ヲ得

第三、會議所力經費支拂ヲ要求スル權利ハ民  
事ニ屬ス